

## 佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する工事又は製造その他の請負又は物件の買入れその他の事業（以下「建設工事等」という。）に係る契約（佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）第146条により契約書の作成を省略する契約を含む。以下同じ。）の適正な履行を確保するため、建設工事等から暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な措置を定めることを目的とする。

### (管轄警察署への照会)

第2条 市長は、千葉県警察以外の機関等から佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）、又は建設工事等もしくは建設工事等に関連する契約を締結し、もしくは締結しようとするものが別表第1に掲げる措置要件に該当する旨の情報提供があったときは、本市を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に対して照会するものとする。

### (指名除外)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当する者（以下「措置要件該当者」という。）と認めるときは、佐倉市建設工事暴力団対策措置審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業共同組合について、当該有資格業者と同一期間指名除外を行うものとする。

3 市長が指名除外を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名除外に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名除外に係る業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、別表第1に定められた期間を経過し、かつ、改善されたと認められたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

### (指名除外及び解除の通知)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により指名除外を行っ

たときは、書面により当該有資格業者に通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者に対する通知を省略することができる。

- 2 市長は、前条第4項の規定により指名除外の解除を行ったときは、書面により当該有資格業者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負の禁止)

第6条 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が市発注の建設工事等に係る契約の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外の性格)

第7条 この要綱の定めにより措置される指名除外は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めにより措置される指名停止と同一の効果をもつものとし、第3条及び前2条に定めるもののほか、指名除外の期間中において佐倉市が発注する一般競争入札及び公募型指名競争入札には参加できないものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、市発注の建設工事等の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務妨害又は不当等要求を受けた際は、契約担当者への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、市発注工事の受注業者又は下請業者が、暴力団による工事若しくは業務妨害又は不当等要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注業者へ速やかに報告を行うよう、受注業者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第9条 市長は、受注業者（受注業者が共同企業体又は官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号に該当するときは、契約を解除し、指名除外を行うことができる。

(1) 措置要件該当者であると認めるとき

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が措置要件該当者であることを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認めるとき

(3) 前号に該当する場合のほか、発注者から、措置要件該当者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に解

除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき

(関係機関への協力要請等)

第10条 市長は、この要綱に基づく措置を実行あるものとするため、千葉県警察その他関係機関への積極的な協力を要請するとともに、情報交換等密接な連携を図るものとする。

(審査会の設置)

第11条 市に審査会を設置する。

2 前項の審査会は、管轄警察署から提供された情報等をもとに、第3条に規定する指名除外に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。

(審査会の組織等)

第12条 審査会の構成は、佐倉市入札参加資格審査委員会規程（平成15年訓令第13号。以下「資格審査委員会規程」という。）第1条に規定する佐倉市入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）とする。

(会議)

第13条 審査会の会議は、資格審査委員会の委員長が、必要の都度、招集するものとする。

2 その他、会議の運営については、資格審査委員会規程及び佐倉市入札参加資格審査委員会事務要領（平成15年7月1日施行）を準用するものとする。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、資格審査委員会規程第9条に規定する庶務を担当する課において行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局或いは他の行政庁と協議し、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等（代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者及びその他経営に実質的に関与しているもの者。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員であるとき	当該認定をした日から12ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者等の役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき	当該認定をした日から2ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格業者又は有資格業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき	当該認定をした日から2ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 有資格業者又は有資格業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から2ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 有資格業者又は有資格業者等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する有資格業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から2ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで